

地域の実情に応じた地域安全活動の推進について

平成17年3月23日
山口生企第210号
山口生地第136号

第1 地域社会の動き

安全及び安心は、社会における最も基本的な価値であり、地域住民が豊かでゆとりのある生活を営む上での基盤となるものである。

近年、地域社会に内在していた犯罪の抑止機能の低下が指摘され、犯罪の増加を危惧する声も聞かれる中で、地域社会において連帯意識を高めようとする気運も盛り上がりを見せており、地域住民がボランティアとして地域の防犯活動に参加する機会が増加し、さらに企業及び各職域も地域社会の一員として社会貢献のための活動を強化している。

地域住民の安全を守り、安心を確保するためには、このような地域社会の動きを踏まえた活動が推進されなければならない。

第2 地域安全活動の基本的考え方

安全で住みよい地域社会を実現するためには、生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の被害を未然に防止する活動が重要であり、この活動を推進するに当たっては、地域住民・警察・自治体間の連携及び協働並びに警察活動の強化が不可欠である。

1 地域住民による自主的な取組み

地域における犯罪等を防止する活動（以下「地域安全活動」という。）は、地域住民の生活の安全を守り、安全を確保するための自主的な活動として推進されることによって、その効果が挙がる。

その際、防犯協会が中核となり、町内会をはじめとする地域の自治組織、女性、青年、年長者等のボランティア、地域の企業などの参加等が得られることが肝要である。

2 地域住民の活動に対する警察・自治体の支援等

地域住民による地域安全活動が効果的に推進されるためには、警察による情報提供等の支援並びに連携及び協働が不可欠である。また、自治体にあっても、地域住民による地域安全活動に対する支援の強化等が要請されるところである。

第3 地域安全活動の指針

1 地域住民に対する地域安全活動に対する警察の支援

犯罪等に関する情報の把握及び伝達、犯罪等の危険箇所の点検、防犯広報等地域住民が自主的に行う地域安全活動について、警察は、次のような支援活動を行う。

(1) 情報の提供及び助言

犯罪等の発生状況及び危険箇所情報など、地域住民の要望に即した情

報の提供及び地域活動に関する助言を行う。

(2) 民間防犯組織に対する助成等

防犯協会等の民間防犯組織に対する助成等の措置を講ずるとともに、防犯連絡所の見直し、ボランティアの活動等について助言する。また、企業・職域防犯団体に対して、その特性を活かして地域住民による地域安全活動に参加するよう要請を行う。

(3) 自治体への働き掛け

自治体に対して、地域安全活動の重要性について理解を得るように努めるとともに、連絡窓口の設置、地域安全活動に係る事業費等に関する予算の確保、安全まちづくり条例の制定などを働き掛ける。

2 警察による地域安全活動

警察は、地域住民による地域安全活動との連携や協働に配慮しながら、次のような活動を行う。

(1) 生活安全部門及び地域部門

生活安全部門は、自治体単位の地域安全活動や犯罪等に強い環境設計活動、犯罪類型に応じた実効ある防犯対策を樹立し、地域安全活動の総合的かつ効果的な推進を図る。また、防犯活動アドバイザー等の地域安全活動上必要な人員の配置に努める。

地域部門は、交番及び駐在所を拠点として、危険箇所のパトロール、防犯診断、防犯広報等の地域安全活動を実施する。

(2) その他の部門との連携及び体制の確立

警察による地域安全活動の推進については、生活安全・地域部門が中心となり、総合力を発揮することのできる体制を確立する。この場合において、犯罪発生状況、犯罪発生時の現場臨場、犯罪等の危険箇所の把握及び情報の収集についての連携を強化する。

(3) 資機材の整備

犯罪等に関する情報を分析し、及び当該情報を地域住民への提供するためのパソコンなど、資機材の整備に努める。

3 留意点

重点的に取り組む地域の設定、実施する施策の優先順位等については、地域の犯罪等の発生実態に応じて判断し、創意工夫をこらして運用に努めること。